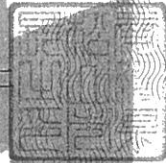


## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市南吉田町 2 1 4 5 番地 1  
氏 名 松山容器株式会社  
代表取締役 天野 和久

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の許可を受けたものであることを証する

松山市長 野 志 克 仁



許 可 の 年 月 日

平成 2 6 年 4 月 1 日

許 可 の 有 効 年 月 日

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

### 1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含む。)

(一般廃棄物の種類)

家庭系一般廃棄物

可燃ごみ、プラスチック製容器包装、粗大ごみ、埋立ごみ、特定家庭用機器一般廃棄物、  
スプリングマットレス等

事業系一般廃棄物

可燃物、食品循環資源、木くず

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え 又は保管を行う一般廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(所在地) 松山市南吉田町 2 2 2 5 番地 1

(種 類) ①特定家庭用機器一般廃棄物 (面 積) 3.6 m<sup>2</sup> (保管上限) 6.48 m<sup>3</sup> (高さ) 1.8m

②スプリングマットレス等 (面 積) 22.5 m<sup>2</sup> (保管上限) 13.92 m<sup>3</sup> (高さ) 1.8m

### 3. 許可の条件

一般廃棄物収集運搬業に付する生活環境の保全上必要な条件 (平成 2 0 年 9 月 2 日松山市告  
示第 3 2 0 号) による

### 4. 許可の更新、変更の状況

- |                                                           |                      |
|-----------------------------------------------------------|----------------------|
| <input type="radio"/> 更 新 許 可                             | 平成 1 6 年 4 月 1 日     |
| <input type="radio"/> 更 新 許 可                             | 平成 1 8 年 4 月 1 日     |
| <input type="radio"/> 代 表 者 変 更 (旧 : 中野通房)                | 平成 1 8 年 5 月 2 日     |
| <input type="radio"/> 変 更 許 可 (特定家庭用機器一般廃棄物の積替保管行為の追加)    | 平成 1 8 年 1 0 月 1 7 日 |
| <input type="radio"/> 変 更 許 可 (スプリングマットレス等の種類及び積替保管行為の追加) | 平成 1 9 年 1 2 月 2 7 日 |
| <input type="radio"/> 更 新 許 可                             | 平成 2 0 年 4 月 1 日     |

(裏面へ続く)

○ 変更届出 (スプリングマットレス等の積替保管場所の変更)	平成22年 3月 8日
○ 変更許可 (食品循環資源、木くずの追加)	平成22年 3月23日
○ 更新許可	平成22年 4月 1日
○ 更新許可	平成24年 4月 1日
○ 変更届出 (特定家庭用機器一般廃棄物、スプリングマットレス等の積替保管場所及び保管上限の変更)	平成24年 7月30日
○ 変更届出 (特定家庭用機器一般廃棄物、スプリングマットレス等の積替保管場所及び保管上限の変更)	平成26年 1月20日
○ 更新許可	平成26年 4月 1日

松山市告示第320号  
平成20年9月2日

松山市長 中村時広

### 一般廃棄物収集運搬業の許可に付する生活環境の保全上必要な条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第七条第十一項に基づき、松山市内で一般廃棄物の収集及び運搬を業として行おうとする者に対し、市長が許可の際に付する生活環境の保全上必要な条件を次のように定め、告示日から適用する。

一般廃棄物の収集及び運搬を業として行おうとする者に対し、市長が許可の際に付する生活環境の保全上必要な条件は、次のとおりとする。

- 一 松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成20年条例第33号)による改正後の松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第9条の規定を遵守すること。
- 二 市内で収集した一般廃棄物は、分別された廃棄物の種類に応じて、市が定める処分先へ搬入すること。また、市長の許可を受けずに積替え及び保管をしないこと。
- 三 市外で発生した一般廃棄物を市内に搬入しないこと。ただし、事前協議により市長が確認した一般廃棄物は除く。
- 四 一般廃棄物を収集及び運搬するにあたっては、次表各号の条件を遵守すること。

	種類	条件
1	粗大ごみ、特定家庭機器一般廃棄物、スプリングマットレス等、可燃物で90リットルのビニール袋に入らないもの	・塵芥車を使用しないこと。
2	食品循環資源	・他の一般廃棄物と区分して収集及び運搬すること。 ・収集及び運搬に使用する車両を船舶に載せる場合は、塵芥車又は保冷車等を使用すること。
3	木くず、し尿及び浄化槽汚泥	・他の一般廃棄物と区分して収集及び運搬すること。